

令和 8 年度

指定特定施設

開設希望者向け説明会資料

資料 1	開設希望者募集要項	P	2
資料 2	指定特定施設開設申出書 (地域密着型創設)	P	1 5
資料 3	審査基準：指定特定施設	P	5 3
資料 4	サテライト型施設について	P	5 7

令和 8 年度
指定特定施設
開設希望者募集要項

令和 7 年 7 月

姫路市健康福祉局
長寿社会支援部高齢者政策課

指定特定施設開設希望者募集要項

1 整備概要

(1) 事業所の概要及び整備方針

指定特定施設は、その入所者に対し、24時間体制で密度の高い介護サービスを提供することができる施設です。しかし、そのような性質ゆえに、サービスに係る給付費も大きく、限られた介護保険の財源の有効活用のためには、過大な整備は慎まなければなりません。また、そのような経済的側面だけでなく、本人より家族が施設入所を志向するケースが多いことから、過大な整備は在宅重視や利用者本位といった介護保険制度の理念を疎かにするおそれもあります。

このため、真に入所等を必要とする、すなわち24時間体制で密度の高い介護サービスを必要とするような要介護者数に留意しながら、計画的に整備を進める必要があります。

本市では、姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、指定特定施設を整備する法人を決定し、計画的に整備していく方針です。

(2) 募集数

【地域密着型指定特定施設創設】 : 1施設(29床)

(併設可)

〔ア〕認知症高齢者グループホーム

〔イ〕看護小規模多機能型居宅介護事業所

〔ウ〕定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

〔エ〕施設内保育施設

〔オ〕居宅介護サービス事業所：通所介護・訪問介護等

※〔エ〕については、認可外保育施設の指導監督基準を満たすこと。

※〔オ〕については、補助金の対象外

※市が指定する募集圏域に限り、既存施設のサテライト施設としての整備も可とするが、本体施設は姫路市内に限る。

※原則新築とするが、面積基準や設備基準を満たす場合は既存建物を活用した整備も可とする。

※通所系の事業所を併設する際は、本体施設等と入口など利用者の動線を分けること。

(3) 募集における留意点

(ア) 認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、別途それぞれの開設申出書を提出してください。

(イ) 認知症高齢者グループホーム・看護小規模多機能型居宅介護事業所・定期巡回・随時

対応型訪問介護看護事業所のいずれかを併設する場合は採点時に加点し、複数を併設する場合は、さらに加点します。

(4) 募集対象地域

市内の8日常生活圏域を整備対象圏域とするが、認定者数の割合に対する指定特定施設等の整備数に応じて配点に高低を付ける。

第1グループ（配点 高） 北部（城北、水上、砥堀、増位の各校区）・
※サテライトによる整備可 中部第一（白鷺、野里、城西、城乾の各校区）・
 中部第二（高岡校区）・
 香寺（中寺校区）

第2グループ（配点 やや高） 北部（第1グループ以外の校区）・
 中部第一（第1グループ以外の校区）・
 中部第二（第1グループ以外の校区）・
 香寺（第1グループ以外の校区）・
 飾磨 ・ 広畑

第3グループ（配点 やや低） 網干 ・ 灘

※ 安富・夢前・西部・東部・家島の5日常生活圏域での募集は行わない。

※ 市街化調整区域での設置は認めない。

※ 独居高齢者数が特に多い校区（英賀保、荒川、八幡、高岡、白浜）及び独居高齢者の割合が特に高い校区（野里・城東・東・船場・増位）は別途加点する。

※ 認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、下記募集対象圏域及び校区であることを要する。

(参考) 認知症高齢者グループホーム 併設対象圏域（校区）

配 点	募 集 圏 域	募集対象小学校区
第1グループ (配点 高)	家島	家島・坊勢
	中部第一	城西・白鷺・野里・城乾・東
	香寺	香呂南・中寺
第2グループ (配点 中)	広畑	八幡・大津
	西部	曾左・峰相・伊勢・太市
	中部第二	安室・安室東
第3グループ (配点 低)	北部	増位・広峰・砥堀・山田
	東部	谷外・別所
	飾磨	飾磨
	灘	的形・大塩

	夢前	古知・苅野・上菅・菅生
	網干	大津茂

(参考) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 併設対象圏域 (校区)

配 点	募 集 圏 域	募集対象小学校区
第1グループ (配点 高)	家島	家島・坊勢
	広畑	八幡・広畑・広畑第二・大津・南大津
	香寺	香呂・香呂南・中寺
	東部	谷内・谷外・花田・御国野・四郷・別所
	灘	八木・糸引・白浜・的形・大塩
	安富	安富北・安富南
第2グループ (配点 低)	夢前	古知・前之庄・苅野・上菅・菅生
	北部	水上・増位・広峰・船津・山田・豊富
	中部第一	城西・白鷺・船場・野里・城乾・城東
	中部第二	安室・安室東・高岡・高岡西・城陽・荒川
	飾磨	英賀保・妻鹿・高浜・飾磨
	網干	勝原・旭陽・余部・網干・網干西
	西部	峰相・林田・伊勢・白鳥・青山・太市

(参考) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 併設対象圏域 (校区)

募 集 圏 域	募集対象小学校区
中部第一	白鷺・野里・城東・船場・城西・城乾
中部第二	城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西
東 部	花田・四郷・御国野・谷外・谷内
北 部	城北・広峰・水上・増位・豊富・山田・船津
西 部	曾左・白鳥・太市・林田・伊勢・峰相・青山
網 干	網干西・旭陽・余部・大津茂
広 畑	広畑・広畑第二・八幡・南大津
飾 磨	飾磨・英賀保・高浜・妻鹿
灘	白浜・八木・糸引・大塩
家 島	家島・坊勢
夢 前	置塩・古知・前之庄・上菅・菅生
香 寺	香呂・中寺・香呂南
安 富	安富南・安富北

2 応募要件・資格等

(1) 事業所の形態

(ア) 敷地は原則自己所有としますが、借地による整備をする場合においては、有料老人ホーム事業のための借地であること及び土地所有者が有料老人ホーム事業の継続に協力する旨を契約上明記すること。

(イ) 併設施設は別途審査するため、そのみ不採択となる場合があります。また既に整備されている小学校区は設置不可とします。

(ウ) 図面変更は原則認めませんが、併設施設がある場合で、そのみ不採択になった場合は、その部分についての図面変更を認める場合があります。

(エ) 社会福祉法人が運営主体となる場合は、法人役員（理事長・理事・評議員）及び親族等（社会福祉法施行規則に規定する法人役員の要件にかかる「親族等特殊関係者」に準ずる）からの借地・借家は不可とします。

(オ) 介護保険法および関連する省令、市の条例等に定められた基準を満たす事業計画としてください。

(カ) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法規を遵守した事業計画としてください。

(2) 事業開始時期

令和10年4月1日まで（2か年計画も可）に介護保険法に基づく事業者指定を受けて開設するものとしますが、前倒しでの整備に努めてください。

指定日は原則として毎月1日になります。月の途中を開設日とすることはできません。

(3) 開設申出者（法人）の資格

(ア) 事業を確実に遂行できるような経営基盤が整っているとともに、社会的信用の得られる経営主体であること。

(イ) 法人及び代表者が姫路市税を滞納していないこと。

(ウ) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）に定める暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 注意事項

(ア) 資金計画について

- ・ 整備資金に係る自己資金（寄附金含む）は、整備事業費（用地取得費、用地造成費は除く）から姫路市補助金を差し引いた額の2割以上を現に有し、かつ整備資金として使用すること。（整備完了まで保持し続けること）

（具体例）

整備事業費（6億4,000万円）の内訳として、

用地取得費（8,000万円）、用地造成費（2,000万円）、建設工事費（4億7,000万円）、

備品購入費および開設準備経費（4,000万円）、設計監理費（3,000万円）

があり、姫路市補助金（1億6,000万円）がある場合

→整備事業費（6億4,000千円）－用地取得費（8,000万円）－用地造成費（2,000万円）
－姫路市補助金（1億6,000万円）＝3億8,000万円
→3億8,000万円の2割＝7,600万円・・・①

※「自己資金（寄附金含む）」がこの7,600万円以上であることが必要。

- ・ 開設後3年度目（ほぼ満床を想定）の年間事業費支出の12分の2を自己資金（寄附金含む）で確保すること（12分の3以上確保していることが望ましい）。

（具体例）

開設後3年度目の年間事業費支出額が1億4,400万円の場合

→1億4,400万円の2/12＝2,400万円・・・②

※1億4,400万円の3/12＝3,600万円以上確保していることが望ましい。

よって、①7,600万円＋②2,400万円＝1億円を現に有していること。

- ・ 備品購入費および開設準備経費はできるだけ具体的に見込むこと。

（イ）家賃、食費、保険外サービス利用料、その他利用料等については、消費税の増税などやむを得ない事情がある場合を除き、原則として開設日から5年間は変更を認めません。

また管理者については、休職、退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低1年間は管理者としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行ってください。

（ウ）過去を含め、整備事業者として姫路市が採択した後に辞退した者は、原則、辞退した日が属する年度及びその後3年度の応募を認めません。

（例）令和8年7月1日に辞退した場合、辞退した日が属する年度（R8.7.1～R9.3.31）及びその後3年度（R9.4.1～R12.3.31）の応募を認めない。

（エ）土地・建物等に関しては、必要に応じて関係官署等との事前相談を行い、当該計画の実現性についてあらかじめ確認してください。確認した内容は開設申出書と一緒に提出してください。計画道路予定地であり将来的な移転が必要になる場合など、施設の長期的な運営に支障がある場合は、不採択の理由となることがあります。

※ 開発許可申請、建築確認申請など具体的な法的手続きについては、開設申出書の提出時点では不要です。

※ 関係法令に係る手続きは過去の経験から安易に判断せず、図面を用いて説明する等関係機関と十分に協議を行ってください。また、提出された計画内容につき、関係機関等に照会を行う場合があります。

（オ）防災・減災対策に配慮してください（ハザードマップ等参照）。河川氾濫時の浸水被害の危険性が著しく高いなど大きく支障がある区域は、不採択の理由となることがあります。

なお、建設予定地が災害レッドゾーンに含まれる場合は応募できませんのでご注意ください。同様に、建設予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は応募に下記の条件がありますのでご注意ください。

a) 土砂災害警戒区域又は1メートル以上の浸水想定区域等である場合

→I、II、IIIの全てを満たす必要がある。

b) 1メートル未満の浸水想定区域等である場合

→II、IIIの2つを満たす必要がある。

I) 予定地が所在する日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地取得が困難である。

II) 災害イエローゾーンの想定リスクに対し、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっている。

III) 想定し得る被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっている。

(カ) 事業の運営にあたっては、地域住民等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図ることが必要となるため、事前に地元への説明を行なってください。その結果、設置予定地周辺住民（自治会等）の合意書等があれば開設申出書と一緒に提出してください。地元説明にあたっては、採択されない可能性があること等を留意した上で、行なってください。少なくとも、各地区連合自治会長と各町自治会長には開設申出書を提出する旨を報告してください。

(キ) 平面図の表示については、壁芯面積とともに利用有効面積（内法面積）をカッコ書きで記入してください。廊下、階段は幅員（手すりを除く内寸）を記入してください。

また、縮尺は200分の1を厳守してください。（ただしA3用紙に収まらない場合は縮小すること）

※ 平面図には必要と思われる設備・備品（浴槽、洗面台、便器、ベッド、食卓、キッチンなど）の位置・方向についても、詳細に記載してください。

※ 市が示す「望ましい設計例等」を満たすよう努めてください。

3 提出書類

(1) 開設申出書（関係書類含む）

開設申出書・記入様式等は姫路市ホームページでダウンロードできます。市ホームページで「高齢者福祉施設の整備促進事業について」と検索してください。

(2) 提出期間 ※②～④は閉庁日及び12時から13時を除く

① 開設検討調査受付期限

令和7年8月29日（金）17時まで

調査は姫路市オンライン手続ポータルサイトにて実施します。開設を検討されている方は下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、入力フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

複数候補地がある場合は、全ての候補地分について回答し、③の事前提出までに1か所

に決定してください。回答のない候補地で開設申出書を提出することはできません。

期限までに入力・受付ができない場合は、開設申出書を提出することができません。

※ 姫路市オンライン手続ポータルサイトがご利用いただけない場合は、開設検討調査受付期限までに「8 その他」の「(2) 問い合わせ先」までご連絡ください。

姫路市オンライン手続ポータルサイト URL (開設検討調査用)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/f61cca87-3350-41e4-8cb9-a4e68dc6f91b/start>

姫路市オンライン手続ポータルサイト QR コード (開設検討調査用)



② 事前協議期間

令和7年8月18日(月)～令和7年10月17日(金) 16時まで

書類の提出に当たっては、あらかじめ担当者と協議を行ってください。図面協議の場合は担当窓口へ図面を持参の上行ってください。なお、ご来庁の際には事前に来庁日時を予約してください。

※ 3名以内でのご来庁にご協力ください。

③ 事前提出期限

令和7年11月7日(金) 16時まで

提出部数はファイルで**1部**とします。ただし、現在協議中の書類など、やむを得ない事情があるものは、その旨を説明のうえ、本提出時に提出できるものとします。

事前提出がない場合は、本提出はできませんので注意してください。

④ 本提出受付期限

令和7年11月14日(金) 16時まで

提出部数は**正本1部＋副本2部＋CD-ROM1枚**とします。

【ファイルについて】

A4用紙(図面は除く)に、提出書類一覧表の番号ごとにインデックスをつけて、1部ずつファイルに綴じてください。ファイルの表紙と背面に『令和8年度地域密着型指定特定施設開設申出書』と、圏域名、小学校区名、法人名を記入又は貼付してください。

【CD-ROM について】

表面に『令和 8 年度地域密着型指定特定施設開設申出書』と、圏域名、小学校区名、法人名を記入又は貼付してください。

提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等を PDF 化し、格納してください。なおフォルダ名は「**(提出書類一覧表の番号) _ (書類名)**」としてください。

(例) 「7_決算書類」「21_事前協議状況」「26_収支計画書」など

受付後は書類の変更を認めませんので注意してください。また、追加資料等もお受けできません。

(3) 提出方法

できる限り、開設希望者（法人職員等）が姫路市役所高齢者政策課まで持参してください。その際には事前に来庁日時を予約してください。

(4) 注意事項

資料の追加や修正をお願いすることがありますので、受付期限直前は極力避け、日程に余裕をもって提出してください。なお、提出書類は返却いたしません。

4 審査・選考方法

開設申出書提出後、開設予定地の現地確認を行いますので、開設希望者（法人職員等でも可）は立会いをお願いします。なお、事前に土地所有者に承諾を得ておいてください。

特定施設入居者生活介護事業所審査委員会が審査基準（別紙参照）に基づき、書類審査及びヒアリングを行います。ヒアリング等の日程は後日開設希望者に連絡しますが、ヒアリングには代表者及び管理者（予定者）の出席を必須とします。体調不良等によりやむを得ず参加できなかった場合は、後日、追加でヒアリングを実施することがあります。

選考結果につきましては、開設希望者に通知するほか、姫路市高齢者政策課のホームページにて公表します。（整備決定法人以外は点数のみ）

5 質問について

質問は下記の質問受付期間内に姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。質問のある方は下記 URL または QR コードよりアクセスいただき、入力フォームに必要事項を入力の上、送信してください。なお、締め切り後、1 週間程度で回答をホームページに公開します。

※ 姫路市オンライン手続ポータルサイトがご利用いただけない場合は、質問受付期間内に「8 その他」の「(2) 問い合わせ先」までご連絡ください。

質問受付期間：令和7年7月29日（火）～8月8日（金）17時まで

姫路市オンライン手続ポータルサイト URL（質問受付用）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/33751ab4-8856-4ea1-b41f-138cbe5f8262/start>

姫路市オンライン手続ポータルサイト QR コード（質問受付用）



6 日程（予定）

日 時	内 容
令和7年7月29日（火） ～8月8日（金）	質問受付（締め切り後、回答をホームページに公開） ※原則、姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。
令和7年8月18日（月） ～10月17日（金）	事前協議期間 ※ 図面協議は事前に来庁日時を予約してください。
～令和7年8月29日（金） 17：00（時間厳守）	開設検討調査（種別・圏域・校区記入必須） ※原則、姫路市オンライン手続ポータルサイトにて受付します。
～令和7年11月7日（金） 16：00（時間厳守）	開設申出書（関係書類含む）事前提出（1部）
～令和7年11月14日（金） 16：00（時間厳守）	開設申出書（関係書類含む）提出受付 ※正副3部+CD-ROM
令和8年1月上旬（予定）	開設予定地の現地確認
令和8年1月下旬（予定）	書類審査及び一次ヒアリングを実施
令和8年2月上旬（予定）	二次ヒアリングを実施 ※一次ヒアリングを通過した開設希望者のみ ※必要に応じて実施予定
令和8年2月末（予定）	選考結果発表

※ スケジュールは予定であり、今後変更する可能性があります。変更の場合、ホームページでお知らせします。

※ 選考結果発表以降の日程については、整備決定法人に対して別途事務連絡いたします。

7 補助金

(1) 補助金額（令和8年度は未確定のため、令和7年度の単価を記載）

※ 各施設を併設した場合は、それぞれの施設整備費の補助単価を5%増額する。（千円未満切り捨て）

【地域密着型指定特定施設】

（施設整備費）5,280 千円/1 床

（開設準備経費）989 千円/1 床

【認知症高齢者グループホーム（指定特定施設併設）】

（施設整備費）39,600 千円/1 施設

（開設準備経費）989 千円/1 床

【看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定特定施設併設）】

（施設整備費）39,600 千円/1 施設

（開設準備経費）989 千円/宿泊定員1名あたり ※宿泊定員の最大は9名まで

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定特定施設併設）】

（施設整備費）7,000 千円/1 施設

（開設準備経費）16,600 千円/1 施設

【施設内保育施設（指定特定施設併設）】

（施設整備費）14,100 千円/1 施設

（開設準備経費）4,960 千円/1 施設

(2) 補助対象経費

- ・施設整備費：建設工事費・設計監理費（対象工事費の2.6%）等
- ・開設準備経費：人件費・広告宣伝費・備品購入費 等

(3) 補助対象外経費（例）

- ・共通：税全般（消費税、固定資産税など）
- ・施設整備費：外構工事費、上下水道負担金など
- ・開設準備経費：施設整備費に含まれた備品（ルームエアコンやシーリング照明等）
※ 施設整備費に含まなければ開設準備経費の対象となる可能性があります。
施設の保存登記にかかる費用など

(4) 交付時期

補助金の交付は令和9年度（2か年計画の場合）です。ただし、補助金については県費補助が得られることが条件で、補助金交付内示発出まで事業に着手することはできません。補助金を活用せずに整備を行う場合は、内示発出を待つ必要はありません。

(5) 業者選定方法

補助金の交付を希望する法人は、施工業者等の業者選定は原則、入札により行ってください。また、姫路市から指示があるまで入札公告を実施しないでください。なお設計業者選定は理事会審査等必要な手続きを経たうえで、見積合せやコンペ等を実施した上で決定しても構いません。

8 その他

(1) 注意事項

- (ア) 虚偽その他不正な申請があった場合、選考結果を無効とすることがあります。
- (イ) 選考の結果、姫路市が求める水準を満たさない、又は合致しない際は採択に至らないことがあります。
- (ウ) 提出書類作成費、通信運搬経費等、一切の費用は全額開設申出者の負担となります。

(2) 問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市 高齢者政策課 加茂、藤田、松下
TEL 079-221-2985 FAX 079-221-2972
E-mail : korei@city.himeji.lg.jp

(参考) 日常生活圏域および小学校区一覧

圏域名	小学校区名
中部第一	白鷺・野里・城東・東・船場・城西・城乾
中部第二	城陽・手柄・荒川・高岡・安室・安室東・高岡西
東 部	花田・四郷・御国野・別所・谷外・谷内
北 部	城北・広峰・水上・砥堀・増位・豊富・山田・船津
西 部	曾左・白鳥・太市・林田・伊勢・峰相・青山
網 干	網干・網干西・旭陽・勝原・余部・大津茂
広 畑	広畑・広畑第二・八幡・大津・南大津
飾 磨	飾磨・津田・英賀保・高浜・妻鹿
灘	白浜・八木・糸引・的形・大塩
家 島	家島・坊勢
夢 前	置塩・古知・前之庄・苅野・上菅・菅生
香 寺	香呂・中寺・香呂南
安 富	安富南・安富北

※ホームページに町名校区対照表を掲載しておりますので、そちらもご参考ください。

(参考) 条例等

姫路市ホームページの下部にある「条例・規則検索」から「Reiki-Base 検索システム」に入り、次の条例を確認してください。

【地域密着型指定特定施設】

- ・ 姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成 24 年姫路市条例第 53 号)

また指定特定施設のベースとなる有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の基準・指針等については次のページから確認してください。

【有料老人ホーム】

姫路市ホームページの検索バーに「有料老人ホーム」と検索し表示される、「有料老人ホームの届出等 (<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002846.html>)」

- ・ 姫路市有料老人ホーム設置運営指導指針 (令和 5 年 7 月 1 日施行)

【サービス付き高齢者向け住宅】

姫路市ホームページの検索バーに「サービス付き高齢者向け住宅」と検索し表示される「サービス付き高齢者向け住宅 (<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002767.html>)」

- ・ 運営基準

※ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホーム設置運営指導指針も満たす必要があります。

指定特定施設開設申出書
(地域密着型創設)

◎提出書類一覧表 指定特定施設（地域密着型）

番号	様式	書 類 名	内 容	チェック欄
開設申出書				☐
●事業者関係				
1		定款	定款	☐
2		法人登記簿	法人登記簿謄本（法人履歴事項全部証明書）	☐
3	○	経歴書	経歴書（代表者（予定者）および施設長（管理者）予定者） 【様式1】	☐
4	○	誓約書	欠格条項非該当誓約書【様式2】	☐
5		パンフレット	（※ある場合）現在実施中の介護保険事業概要・パンフレット等	☐
6	○	運営実績	（※ある場合）既存指定特定施設の運営実績【様式3】	☐
7		決算書類	決算書類（貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書（損益計算書）・財産目録） ※直近3期分 ※社会福祉法人以外は、会計監査人の証明や法人税の申告書別表様式等を添付。	☐
8		監査・指導状況	（※ある場合）既存事業の関係行政庁の監査及び指導状況等 ※令和4～6年度分 ※行政庁からの監査結果通知とそれに対する改善報告書を添付。	☐
●土地関係				
9		住宅地図	住宅地図（縮尺：1／2500程度、A4用紙） （設置予定地が中心となるようにし、赤で囲むこと）	☐
10		現況写真	現況写真（設置予定地を周囲4方向から撮影し、A4用紙に貼付。 方向を別紙住宅地図に示すこと）	☐
11		周辺環境写真	周辺環境写真（近隣の公共施設などを撮影し、A4用紙に貼付。撮影箇所を別紙住宅地図に示すこと）	☐
12		都市計画図	都市計画図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
13		土地登記簿	土地登記簿謄本（土地履歴事項全部証明書）	☐
14		字限図	字限図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
15		ハザードマップ	ハザードマップ拡大図（設置予定地を赤で囲むこと）	☐
16	○	取得見込み	設置予定地の取得見込み【様式4】 【贈与・売買の場合】 贈与・売買契約書、所有権移転登記確約書、抵当権抹消確約書 【貸借・無償貸与の場合】 貸借・無償貸与予約書、抵当権抹消確約書	☐
●建物関係				
17		配置図	設置予定地内配置図（縮尺：1／200） ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること	☐
18		平面図	各階平面図（縮尺：1／200） ※A3用紙でも収まらない場合のみ、縮小すること	☐
19	○	望ましい設計例等	望ましい設計例等一覧【様式5】	☐
20		工程表	開設に至る整備スケジュール・工程表	☐
21	○	事前協議状況	土地・建物に係る関係機関との事前協議の状況【参考様式】	☐

番号	様式	書 類 名	内 容	チェック欄
●資金関係				
22		法人預金残高証明書	(※自己資金がある場合) 法人名義の預金残高証明書等 (R7.4.1付、R7.10.1付の2種類)	☐
23		寄附預金残高証明書	(※寄附がある場合) 寄附の確約書、寄附予定者の預金残高証明書等 (R7.4.1付、R7.10.1付の2種類)	☐
24		金融機関等確約書	(※借入を行う場合) 金融機関等の確約書等	☐
25		償還計画表	(※借入を行う場合) 借入金の償還計画表	☐
26	○	収支計画書	短期 (12ヶ月) 【様式6】 および長期 (20年) 【様式7】 の収支計画書	☐
27		備品等内訳書	備品購入費および開設準備経費の内訳書	☐
●その他				
28	○	人員配置	人員配置予定表【様式8】	☐
29		人員確保スケジュール	人員確保の具体的スケジュールを記載した書面 (想定新規雇用人数および介護資格所持状況等を記したもの)	☐
30		職員研修スケジュール	職員研修の具体的スケジュールを記載した書面 (開設前および開設後1年間のもの)	☐
31		職員研修実績	職員研修の実施実績がわかる書類 (令和6年度実績)	☐
32	○	医療機関同意書	(※ある場合) 協力医療機関等の同意書【参考様式】	☐
33	○	住民説明経緯	設置予定地周辺住民 (自治会等) への説明経緯【参考様式】	☐
34		住民同意書	(※ある場合) 周辺住民 (自治会等) 同意書等	☐
35		市場調査結果等	入居見込みの根拠となる資料 (市場調査結果等)	☐

【ファイルの場合】

- ※ 1冊ずつファイリングし、ファイルの表紙と背面に『令和8年度地域密着型指定特定施設開設申出書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入して下さい。
- ※ 提出書類一覧表を先頭に綴じて下さい。
- ※ 添付されている資料はチェック欄にチェックして下さい。
- ※ 提出書類一覧表の上から順に綴じて、項目番号のインデックスを付けて下さい。
- ※ 提出書類は、原則A4用紙で準備してください（ただし、図面等はA3用紙に収まる縮尺とする）。

【CD-ROMの場合】

- ※ 表面に『令和8年度地域密着型指定特定施設開設申出書』、圏域名、小学校区名及び法人名を記入又は貼付して下さい。
- ※ 提出書類一覧表の番号ごとにフォルダを作成し、ファイルに綴じた書類等をPDF化したものを格納してください。なおフォルダ名について、開設申出書は「0_開設申出書」とし、それ以外は上記の「(番号)_(書類名)」としてください。
- ※ 提出書類一覧表のみ、チェック欄にチェックし、PDF化したものをそのまま格納してください。（フォルダは不要）

指定特定施設開設申出書（地域密着型）

令和 年 月 日

（あて先） 姫 路 市 長

ふりがな

申出者 法 人 名

代表者（予定者）

所 在 地 〒 -

電話番号

1. 施設を建設しようとする動機・熱意及び事業運営の基本方針について

【施設を建設しようとする動機・熱意】

【事業運営の基本方針について】

2. 法人の状況

(1) 概要

名 称	
所 在 地	
定款に掲げる 主な事業	

※既存の法人は、法人の定款（別紙1）、履歴事項全部証明書（別紙2）を添付してください。

※法人の決算書を直近3期分添付し、社会福祉法人以外は、会計監査人の証明や法人税の申告書別表様式等、内容を証明できる書類を添付してください。（別紙7）

※既存事業への関係行政庁の監査及び指導状況等について、令和4～6年度の資料（監査結果通知と改善報告書）を添付してください。（別紙8）

(2) 代表者（予定者）

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー		
職 業			

※経歴書を添付してください。（別紙3【様式1】）

※欠格事項非該当誓約書を添付してください。（別紙4【様式2】）

(3) 管理者（予定者）

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー		
職 業			

※経歴書を添付してください。（別紙3【様式1】）

※管理者については、休職・退職といったやむを得ない場合を除き、開設前の変更は認めません。さらに開設後も最低1年間は施設長としての職務を全うし、退任する場合は十分な引き継ぎを行なってください。

(4) 法人役員名簿

役職・氏名・生年月日			年 月 日
住 所			
役職・氏名・生年月日			年 月 日
住 所			
役職・氏名・生年月日			年 月 日
住 所			
役職・氏名・生年月日			年 月 日
住 所			

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

(5) 担当者

氏 名			
事務所の所在地			
担当者の連絡先	電話	F A X	
	E-mail		

(6) 現在実施中の介護保険事業および関連事業

①介護保険事業（○印を付けて、具体的なサービス種別を記入してください）	
1 居宅サービス	3 居宅介護支援
2 施設サービス	4 地域密着型サービス
5 その他	

※登記簿謄本（別紙１３）、字限図（別紙１４）を添付し、施設予定地を赤で囲んで下さい。

(2) 都市計画法における区域等

※都市計画図の写し（別紙１２）を添付して、施設予定地を赤で囲んで下さい。

所 有 者	☐ 法人の所有 ☐ 法人以外の所有
法人以外の 所有の場合	☐ 所有者から取得予定 ☐ 所有者との賃貸借・使用貸借契約を締結予定（約 年間） ☐ その他（ ）
駐車場の場所	☐ 施設予定地内 台分 ☐ 施設予定地外 台分 （所 在 地） （所有状態） （面 積） m ²
想定駐車台数	☐ 業務用車両 台 ☐ 来客者用車両 台 ☐ 職員用車両 台

※施設予定地の取得見込みについては、別紙１６【様式４】を添付して下さい。状況等に
応じて契約書等の書類を添付してください。

※従業者用の駐車場地は借地でも可とします。

道 路 状 況	☐ 国道沿い ☐ 県道沿い ☐ 市道沿い ☐ その他（ ）
	幅員 <u> </u> m ※その他の場合、利用が担保されている場合は、それを証明する書類を添付してください（私道であれば所有者の同意書等）。

上水道の状況	☐ 有 り ☐ 延長工事必要
排水処理の方法	☐ 公共下水道 ☐ その他（ ）
文化財発掘調査	☐ 不要 ☐ 必要
都市計画公園、 道路の有無	☐ 無し ☐ 有り
徒歩圏内の 開放的施設	☐ 公園 ☐ 公民館 ☐ スーパー ☐ その他（ ） ※住宅地図（別紙 9）に示すこと。
最寄の公共 交通機関	電車（ 駅）から 徒歩で 分 車で 分 バス（ バス停）から 徒歩で 分 車で 分

※周辺環境が分かる写真（別紙 11）を添付してください。

※文化財発掘調査や都市計画公園、計画道路予定地は区域を図示して下さい。

4. 施設の建設計画

施設種別 (併設施設も含む) 及び定員 ※併設施設がある 場合は別途開設申 出書を提出するこ と。 ※サテライト型施 設は市が指定する 圏域・校区でのみ 設置可能	(施 設 種 別) (定員・ユニット数) (例) 指定特定施設 (☐ 有料 ☐ サ高住) 29人 → ☐ 包括型 ☐ 外部サービス利用型 (委託先:) ※サテライト型施設 (本体施設:)
	認知症高齢者グループホーム 18人・2ユニット
	看護小規模多機能型居宅介護事業所 29人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
	施設内保育施設
	その他居宅サービス ()
	※グループホーム、看多機、定巡を併設する場合において、 これらの施設のみ不採択となった場合について、 ☐ 併設施設部分の計画を見直し、指定特定施設のみの 整備を希望 ☐ 指定特定施設のみの整備を希望しない (併設施設との一体計画以外では整備しない)

5. 事業計画（この様式によりがたい場合は独自作成も可能です。）

（１）資金計画（説明会資料の補助金があるものとして試算してください。）

※ただし、補助金の有無や金額は未確定であり、支給されない場合や減額となる場合があります。

整備事業費		資金計画	
用地取得費	千円	①姫路市補助金	千円
用地造成費	千円	自己資金 ※イ	千円
④建設工事費	千円	寄附金 ※ウ	千円
うち指定特定部分	千円	福祉医療機構 借入金	千円
うち併設事業所部分	千円	民間等借入金	千円
⑤備品購入費および 開設準備経費 ※ア	千円	その他 ()	千円
⑥設計監理費	千円		
合 計	千円	合 計	千円

※補助金は用地費及び運転資金には使用できません。

※アについては、備品購入費および開設準備経費の内訳（別紙２７）を添付して下さい。

※イについては、法人の「R7. 4. 1 付」および「R7. 10. 1 付」の２種類の預金残高証明書（別紙２２）を添付してください。

※ウについては寄附予定者の「R7. 4. 1 付」および「R7. 10. 1 付」の２種類の預金残高証明書（別紙２３）を添付してください。

※全ての借入金や寄附金については確約書等（別紙２３・２４）を添付してください。

（２）短期・長期収支計画（説明会資料の補助金があるものとして試算してください。）

※ただし、補助金の有無や金額は未確定であり、支給されない場合や減額となる場合があります。

事業収支計画	① 短期収支計画書（１月ごと１２ヶ月間）【様式６】 ② 長期収支計画書（１年ごと２０年間）【様式７】 ※別紙２６として作成してください。 ※借入金の償還計画書（別紙２５）を添付してください。
--------	---

開設３年度目における運転資金等の必要見込額	_____千円…⑧ （年度事業費支出の１／２分の _____ 以上に相当） ※別紙２６【様式７】の長期収支計画の３年度目の金額と整合性を保ってください。		
寄 附 予 定 者 （整備資金）	（氏 名）	（法人との関係）	（寄附予定額） _____ 千円
			_____ 千円
	合 計		_____ 千円
寄 附 予 定 者 （運転資金）	（氏 名）	（法人との関係）	（寄附予定額） _____ 千円
			_____ 千円
	合 計		_____ 千円

※次の「⑧及び⑨」に相当する金額以上を現に有していること」を自己資金及び寄附金の預金残高証明書（R7.10.1 付）をもって証明してください。	
（１）資金計画より	（２）短期・長期資金計画より
①＋②＋③ = _____ 千円…⑤ ⑤－④ = _____ 千円…⑥ ⑥×２割 = _____ 千円…⑧	⑨ = _____ 千円
よって、⑧＋⑨ = _____ 千円 < 預金残高証明書（自己資金＋寄附金） （注）「（１）資金計画」内の「自己資金（※イ）」欄及び「寄附金（※ウ）」欄の合計が⑧に相当する額以上となるような計画にする必要があります。	

6. 施設運営計画

※令和６年４月１日から義務化された各事項及び令和６年度介護報酬改定により規定された事項を踏まえた内容とすること。

利用者等へ必要な情報提供を行う仕組み

サービスの質の向上策
苦情解決の仕組み
利用者の権利擁護に対する取組み
人員確保・職員研修等の取組み

家族・地域との交流
他の介護・医療・福祉サービス事業者、利用者の主治医との連携
その他

※人員配置予定表（別紙２８【様式８】）を添付してください。

※人員確保の具体的スケジュール（別紙２９）を添付してください。

※職員研修の具体的スケジュール（別紙３０）を添付してください。

また、令和６年度に実施した職員研修の実施実績（別紙３１）を添付してください。

※協力医療機関等がある場合は、同意書（別紙３２【参考様式】）を添付してください。

※開設予定地周辺住民（自治会等）への説明経緯（別紙３３【参考様式】）を添付してください。少なくとも、各地区連合自治会長と各町自治会長には開設申出書を提出する旨を報告して下さい。

※地元同意書が得られれば、別紙３４として添付してください。

7. 防災対策について

非常災害対策に関する取り組みについて、検討されていることを、具体例を踏まえて記入ください。（防災対策、避難訓練の実施、避難計画など）

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

※予定地が災害イエローゾーンに含まれる場合は、それを踏まえた内容とすること。

8. 感染症などの対策について

感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための取り組みについて、検討されていることを、具体例を踏まえて記入ください。（施設の消毒頻度・発生時の対応方法など）

※令和6年4月1日から義務化された各事項を踏まえた内容とすること。

9. 施設（法人）設立準備事務所 ※既設法人は記入不要

事務所の所在地		
事務所の運営体制		
担当者氏名		
連絡先	電話	FAX
	E-mail	

10. 介護報酬以外に徴収する費用について

徴収を予定されている費用についてすべて記入してください。

家賃	_____円／月 <算出内訳>
家賃等の前払金 (入居一時金)	無し ・ 有り → _____円 入居一時金の算定方法： 返還債務の金額の算定方法： ※終身にわたって受領すべき家賃相当額の全額または一部の前払金であるもの
入居一時金の 保全措置 ※入居一時金がある場合のみ	無し ・ 有り → 下記のいずれか選択 ☐ 銀行等との連帯保証委託契約 ☐ 保険事業者との補償保険契約 ☐ 信託会社等との信託契約 ☐ (社)全国有料老人ホーム協会の入居者生活保障及び賠償責任保険 ☐ その他 ()
敷金	無し ・ 有り → _____円 <算出内訳> ※家賃滞納、退去時修繕費などを除き、<u>原則返還されるもの</u>
食費	_____円／月 <算出内訳> (朝・昼・晩・おやつ)

光熱水費	_____ 円／月 <算出内訳>
保険給付対象外の 介護サービス費用	_____ 円／月 <算出内訳>（明細） ※利用者の選定により提供される介護、その他の日常生活上の便宜に要する費用
その他の 日常生活費など	_____ 円／月 <算出内訳> ※介護報酬に含まれるもの、算出根拠の曖昧な管理費・共益費などの別途徴収は不可

※全ての費用は、消費税の増税ややむを得ない事情がある場合を除き、原則として開設日から5年間については、変更不可能とします。

※算出内訳については詳細に記入すること。別紙に記入しても構いません。

※必要に応じて、欄を追加して下さい。

1 1. 利用者募集の方針と入居者の見込みについて

利用者募集の方針・ 方法について	※概要について記入してください。（別紙添付可）
市場調査等による 入居者の見込みについて	※概要について記入してください。（別紙添付可）

※入居者見込みの根拠となる資料（市場調査結果等）（別紙35）を添付してください。

☐ 代表者 ☐ 管理者（予定者）
経 歴 書

事業所又は施設の名称						
カナ			生年月日	年	月	日
氏名						
住所	(郵便番号 -)					
電話番号						
主な職歴、社会福祉・地域代表関係活動歴など						
年 月 ～ 年 月		勤 務 先、 肩 書 等		職 務 内 容		
職務に関連する資格						
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月				
備 考（研修等の受講の状況等）						
○特別養護老人ホーム施設長研修 ☐ 受講済 ☐ 受講予定（ 年 月頃）						
○認知症対応型サービス事業開設者研修 ☐ 受講済 ☐ 受講予定（ 年 月頃）						
○認知症介護実践研修（実践者研修） ☐ 受講済 ☐ 受講予定（ 年 月頃）						
○認知症対応型サービス事業管理者研修 ☐ 受講済 ☐ 受講予定（ 年 月頃）						
○小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ☐ 受講済 ☐ 受講予定（ 年 月頃）						
※過去のみなし研修を受講している場合はその旨記入してください。						
（その他）						

- 備考 1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
- 2 資格を証明する書類の写しを添付してください。
- 3 研修受講済の場合は、修了証等の写しを添付してください。
- 4 管理者が管理する事業所・施設が複数ある場合は「事業所または施設の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

欠格事項非該当誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

申出者 住 所

法 人 名

代表者 (予定者)

代表者 (予定者)、役員及び施設長 (管理者) 予定者等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【社会福祉法の欠格事項該当者】

(参考：社会福祉法第 4 4 条第 1 項)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

(参考：社会福祉法第 4 0 条第 1 項)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第百二十八条第一号二及び第三号において「暴力団員等」という。)

【介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項の欠格事項該当者】

(参考：介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項)

- 4 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。))に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
 - 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該

- 処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号

の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【姫路市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員並びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者】

(参考：姫路市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

○ 既存指定特定施設の運営実績

様式3

運営している指定特定施設が複数ある場合は、直近開設の指定特定施設の実績を記載してください。

基準日 **令和7年8月1日** 現在

施設名	
所在地	
開設年月日	
種別	有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅
種別	包括型 ・ 外部サービス利用型
定員	

1 職員

(1) 配置数

	常勤	非常勤	常勤換算
管理者			
生活相談員			
介護職員			
看護職員			
機能訓練指導員			
計画作成担当者			
事務員			
調理員			
その他			

※ 基準日時点の職員の常勤、非常勤別の配置数を記載してください。

(2) 経験年数

管理者	年 月
生活相談員	年 月
介護職員	年 月
看護職員	年 月
機能訓練指導員	年 月
計画作成担当者	年 月

※ 基準日時点の上記職種の職員の介護事業(看護職員については看護業務)の経験年数を平均値で記載してください。

2 入居者

(1) 入居者数

	入居者	うち、入院患者
人数		

※ 基準日時点の入居者数を記載してください。

(2) 要介護度

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
人数					
	要支援1	要支援2	自立		合計
人数					

※ 基準日時点の入居者の介護度別の人数を記載してください。

3 その他

(1) 介護報酬以外に徴収する費用について

家賃	円／月
家賃等の前払金 (入居一時金)	なし あり → 円
入居一時金の 保全措置	なし あり → (方法)
敷金	なし あり → 円
食費 (朝・昼・晩・おやつ)	円／月
光熱水費	円／月
保険給付対象外の 介護サービス費用	円／月
その他の 日常生活費など	円／月

※必要に応じて、欄を追加して下さい。単位も変更して下さい。(月・日・回)

施設予定地の取得見込み

所 在 地	地 目	面 積	所 有 者		取得する方法 (該当方法を○で囲むこと)	抵当権・根抵当権等の設定
			氏 名	社会福祉法人との関係		
		m ²			1 寄 付 2 購 入 3 その他 ()	
					1 寄 付 2 購 入 3 その他 ()	
					1 寄 付 2 購 入 3 その他 ()	
					1 寄 付 2 購 入 3 その他 ()	
					1 寄 付 2 購 入 3 その他 ()	
					1 寄 付 2 購 入 3 その他 ()	

望ましい設計例等の一覧

【様式5】

施設種別を選択↓

項目	留意点	特養	特定施設	GH	小多機 看多機	
		ユニット型				
施設の玄関	(感染予防) 手洗いを設置すること	○	○	○	○	
ゾーニング	(感染予防) ユニット入り口に玄関室(感染症発生時のガウンなどの着脱場所・イエローゾーンとして活用)を設置すること	○		○		
ユニット	(労働環境) 各フロアのユニット数(併設ショート含む)は偶数を基本とすること	○				
空間構成	(ユニット型施設としての空間構成) プライベートスペース、セミプライベートスペース、セミパブリックスペース及びパブリックスペースが、それぞれ区分されていること	○		○		
居室 (宿泊室)	(利用者処遇) 温度、湿度、照明、採光及び通風が、利用者の好みに合わせられるようになっていること	○	○	○	○	
	(利用者処遇) 利用者の特性に合わせベッドの配置が変えられること	○	○	○	○	
	(居住環境) 利用者自身の家具等の持ち込みが可能な間取りであること	○	○	○		
	(防災対策) 掃き出し窓とすること(2階以上は周回バルコニーがある場合)	○	○	○	○	
食堂等共用部	(感染予防) 24時間換気が可能な設備を設置すること	○	○	○	○	
共同生活室等	(利用者処遇) 中廊下の幅で通路を確保し、通路を除いた部分で、ユニット内の入居者が一堂に会することができる形状と広さを確保すること	○		○		
	(利用者処遇) 利用者の多様な生活習慣に合わせた、小上がりや畳スペース等を設けること	○		○		
	(利用者処遇) 各ユニットの入口は、施設的ではなく自宅のような雰囲気があること	○		○		
	(利用者処遇) 各ユニットの入口の外からの視線を遮るような構造や工夫がなされていること	○		○		
	(利用者処遇) キッチン、共同生活室と対面で利用者と視線が合う構造であること	○		○		
	(利用者処遇) 他のユニットを通行することなく、施設内を移動できること	○		○		
	(労働環境・利用者処遇) 記録作成の作業スペースを設けること ただし、共同生活室以外で設けるか、共同生活室に設けるとしても、利用者から見えないような配慮がされていること	○		○		
	(労働環境) 記録作成の作業スペースを設けること		○		○	
浴室	(利用者処遇) 脱衣室を設け、暖房設備等を設置すること	○	○	○	○	
	(利用者処遇) 浴槽と脱衣室のプライバシーを確保すること	○	○	○	○	
	(労働環境) リフトなど、介護職員の負担を軽減させる器具を導入すること	○	○	○	○	
	(労働環境) 2方向又は3方向介護が可能な浴槽の位置にすること	○	○	○	○	
洗面設備	(利用者処遇) 居室のほか、共用部分にも設置すること	○	○	○	○	
トイレ	(利用者処遇) ユニット内に概ね3人に1つ(10人で3つ)を分散して配置すること ※各居室に設置する場合は満たすものとする	○		○		
	(利用者処遇) 片麻痺の利用者のため、トイレごとに便器の配置を変えること	○	○	○	○	

望ましい設計例等の一覧

【様式5】

施設種別を選択↓

項目	留意点	特養	特定施設	GH	小多機 看多機	
		ユニット型				
汚物処理室	(感染予防) 汚物を共同生活室等に持ち込まず、直接外部に搬出しやすい動線とすること	○	○	○	○	
	(感染予防) 洗濯室や浴室に近接して設置すること	○	○	○	○	
調理室	(感染予防) 調理職員専用のトイレ、洗面所、休憩室を設けること	○	○			
バルコニー	(防災対策) 周回バルコニーとし、避難用の外部階段を設置すること ※平屋の場合は満たすものとする	○	○	○	○	
各所水栓	(感染予防) 非接触型(センサー型)の水栓を採用すること	○	○	○	○	
その他	(感染予防) 陰圧機能を備えた静養室等を設置すること ※各居室・宿泊室に設置する場合は満たすものとする	○	○	○	○	
	(防災対策) 非常用自家発電設備を設置すること	○	○	○	○	
	合計	30	20	28	18	0

※一番右の欄に整備予定施設種別を選択し、計画で満たそうとする「望ましい設計例等」にチェックをつけてください。

※チェックした内容について、「望ましい設計例等」を満たしていることを、平面図に図示することなどにより証明してください。

(参考様式)

土地・建物等に関する関係機関との事前協議の状況について

土地利用に関して、都市計画法、消防法、地区協定等の各種法令の適用状況及び指導の概要は以下のとおりです。

なお、本書の提出をもって、記載の内容について関係機関等に照会を行うことに同意したものとみなします。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
月 日		
今後の説明予定		

建築に関して、建築基準法、消防法等各種法令の適用状況及び関係機関の指導概要は、以下のとおりです。

説明日時	相談・協議相手	相談・協議の概要（各種法令の適用状況、指導の内容等）
月 日		
今後の説明予定		

短期収支計画書

法人名：

事業種別：

地域密着型指定特定施設

〇〇〇〇年度

(単位：千円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）												
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計												
	（利用者負担内訳） 〇〇費												
	〇〇費												
	その他収入 計												
	（その他収入内訳） 〇〇費												
	〇〇費												
収入 合計（1）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費支出												
	事務費支出												
	うち、業務委託費												
	うち、修繕費												
	事業費支出												
	うち、給食費												
	うち、水道光熱費												
支出 合計（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=(1)-(2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出（4）												
	借入金元金償還金支出（5）												
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当月分収支差額 計（7）=(3)-(6)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=(7)+前月分(8)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

長期収支計画書

法人名：

事業種別：

地域密着型指定特定施設

(単位：千円)

項 目	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
介護報酬 計（利用者負担 1～3割分含む）										
利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計										
（利用者負担内訳） ○○費										
○○費										
その他収入 計										
（その他収入内訳） ○○費										
○○費										
収入 合計（1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費支出										
事務費支出										
うち、業務委託費										
うち、修繕費										
事業費支出										
うち、給食費										
うち、水道光熱費										
支出 合計（2）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=(1)-(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画										
借入金利息支出（4）										
借入金元金償還金支出（5）										
借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度収支差額 計（7）=(3)-(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=(7)+前年度(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(1/2)

 運転資金（千円）
 ((2)×2/12)

0

←開設申出書「5.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書

(単位：千円)

項 目		2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度
	介護報酬 計（利用者負担 1～3割分含む）										
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計										
	（利用者負担内訳） ○○費										
	○○費										
	その他収入 計										
	（その他収入内訳） ○○費										
	○○費										
収入 合計（1）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費支出										
	事務費支出										
	うち、業務委託費										
	うち、修繕費										
	事業費支出										
	うち、給食費										
	うち、水道光熱費										
支出 合計（2）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 合計（3）=(1)-(2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還計画	借入金利息支出（4）										
	借入金元金償還金支出（5）										
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度収支差額 計（7）=(3)-(6)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積収支差額 計（8）=(7)+前年度(8)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2/2)

長期収支計画書

注1
様式7】

法人名： (福)〇〇会 事業種別： 地域密着型指定特定施設

(単位：千円)

注2		注3									
項 目		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
収入	介護報酬 計（利用者負担1～3割分含む）	207,463	289,820	289,820	289,820	289,820	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	利用者負担（介護報酬自己負担以外） 計	85,162	107,966	107,966	107,966	107,966	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	（利用者負担内訳） 食費										
	居室費										
	その他収入 計										
	（その他収入内訳） 〇〇費	注4									
支出	〇〇費										
	収入 合計（1）	292,625	397,786	397,786	397,786	397,786	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	人件費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	258,560	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	事務費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	47,734	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、業務委託費	XXX,XXX	XXX,XXX	23,469	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、修繕費	XXX,XXX	XXX,XXX	4,773	注6	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
償還計画	事業費支出	XXX,XXX	XXX,XXX	63,645	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、給食費	XXX,XXX	XXX,XXX	27,447	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	うち、水道光熱費	XXX,XXX	XXX,XXX	18,298	注5	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	支出 合計（2）	XXX,XXX	XXX,XXX	369,939	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	収支差額 合計（3）=(1)-(2)	XXX,XXX	XXX,XXX	27,847	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	借入金利息支出（4）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
当年度収支差額	借入金元金償還金支出（5）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	借入金支出額 計（6）=(4)+(5)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	当年度収支差額 計（7）=(3)-(6)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
累積収支差額 計（8）=(7)+前年度(8)		XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX

運転資金（千円）
((2)×2/12)

61,657

←開設申出書「5.事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」欄はこの金額以上を確保してください。

長期収支計画書 作成上の留意点

(注1) 実施する全ての介護保険事業について、事業別に作成すること。

(注2) 20年分(西暦2046年度まで) 記入すること。

(注3) 西暦2029年度を基準年度(満床に近い状態での想定)とする。

(※2か年計画の場合は、2030年度を基準年度とする)

(注4) 利用者負担やその他の収入の内訳を、科目名を追加して記入すること。

見込んだ金額について、別紙(様式自由)により積算根拠を作成すること。

(注5) 西暦2029年度「支出 合計(2)」欄の12分の2以上を当該計画に必要な運転資金とする。

開設申出書「5. 事業計画」(2)短期・長期収支計画における「開設後3年度目における運転資金等の必要見込金額」はこの金額(2/12か月分)以上とし、かつその金額を自己資金として確保すること。

※3/12か月分以上確保していることが望ましい。

(例) 運転資金	=	(2029年度支出合計)	×	2/12	か月
	=	369,939 千円	×	2/12	か月
	=	61,657 千円			

(注6) 必要に応じて「収入」「支出」「償還計画」の積算根拠を別紙(様式自由)により作成すること。

(様式 8)

人員配置 (地域密着型創設)

(単位 : 人)

指定特定施設				認知症高齢者グループホーム			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)	職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
管理者				管理者			
生活相談員							
計画作成担当者				計画作成担当者			
介護職員				介護職員			
看護職員							
機能訓練指導員							
その他職員				その他職員			
合計				合計			
宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)			宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)		

(様式 8)

人員配置（地域密着型創設）

(単位：人)

看護小規模多機能型居宅介護事業所				定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)	職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
管理者				管理者			
介護支援専門員				オペレーター			
介護職員				訪問介護員 (随時・定期)			
看護師				看護職員			
准看護師							
保健師							
その他の職員				その他職員			
合計				合計			
宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)			宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)		

人員配置 (地域密着型創設)

(単位 : 人)

指定特定施設				認知症高齢者グループホーム			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)	職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
管理者	1		1.0	管理者	1		1.0
生活相談員		1 (0.5)	0.5				
計画作成担当者	1		1	計画作成担当者	1	1 (0.2)	1.2
介護職員	7	3 (1.8)	8.8	介護職員	7	14 (6.0)	13
看護職員	1	1 (0.5)	1.5				
機能訓練指導員		1 (0.8)	0.8				
その他職員				その他職員			
合計	10	6 (3.6)	13.6	合計	9	15 (6.2)	15.2
宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)			宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)		

人員配置 (地域密着型創設)

(単位 : 人)

看護小規模多機能型居宅介護事業所				定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)	職名	常 勤 (A)	非常勤 (常勤換算(B))	常勤換算合計 (A) + (B)
管理者	1		1.0	管理者	1		1.0
介護支援専門員	1	1(0.8)	1.8	オペレーター	1	3(1.1)	2.1
介護職員	5	7(4.8)	9.8	訪問介護員 (随時・定期)	8	7(4.8)	12.8
看護師	1	1(0.8)	1.8	看護職員	1	2(1.2)	2.2
准看護師	1		1				
保健師							
その他の職員				その他職員			
合計	9	9(6.4)	15.4	合計	11	12(7.1)	18.1
宿直者の配置	(職員 ・ 宿直専門員の雇入 ・ 業務委託)						

協力医療機関 同意書

(法人名) 社会福祉法人ケア姫路会 が行う (施設名) 特別養護老人ホームケア姫路 の整備事業計画について、姫路市より介護保険法に基づく指定を受ける場合は、協力医療機関として下記の事項について協力することに同意する。

(同意事項にチェック)

- ☐ 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。
- ☐ 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保する。
- ☐ 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保する。

※ (地域密着型) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は不要

(上記のうち、同意に至っていない事項について)

- ☐ (経過措置期間である) 令和 9 年 3 月 31 日までに協議を行う。
- ☐ 上記同意事項以外は同意しない。(改めて協議を行う予定なし)

令和 年 月 日

医療機関	所在地	<u>姫路市安田四丁目 1 番地</u>
	法人名 (病院名)	<u>医療法人姫路しらさぎ会 (姫路安田しらさぎ病院)</u>
	代表者	<u>理事長 白鷺 太郎 印</u>

(代表者の自署があるときは押印不要)

(参考様式)

設置予定地周辺住民（自治会等）への説明経緯について

設置予定地の説明・折衝状況

説明日時	相手方	説明内容及び質疑応答（意見、要望等）
月 日		
今後の説明予定		

指定特定施設 審査基準

令和8年度指定特定施設整備審査基準（地域密着型創設）

大項目	No.	小項目	内容説明
事業主体の適格性	1	介護事業に対する熱意・知識を有し、かつ実際に法人運営の職責を果たし得る者であるか	・経営陣（代表者・役員など）は福祉の理念、必要な知識を持ち、かつ法人運営の職責を果たし得る者でなければならない。 ・代表者から意見、考えが示されること。
	2	事業運営の基本方針が適正か	・基本的な考え方と今後の展望についての考え方や具体的な運営方針が適切である。 ・食事の提供方法および形態や、多様な活動について具体的に計画している。 ・代表者から意見、考えが示されること。
	3	家族・地域との交流、他の介護、福祉サービス事業者や姫路市・地域包括支援センターとの連携を具体的に計画しているか	・家族、地域との交流について具体的に計画している。 ・家族、地域との交流とケアとの相関に十分な理解がある。 ・バックアップ施設等との連携内容について具体的に計画している。 ・姫路市、地域包括支援センターとの連携・情報提供について具体的に計画している。 ・「運営懇談会」についての考えが具体的に説明されることが望ましい。
	4	協力医療機関は確保されているか	緊急時または定期的に協力が得られる医療機関が複数確保され、業務提携契約、同意書等が交わされているか。また、協力が得られる歯科が確保され、業務提携契約、同意書等が交わされているか。
	5	代表者及び管理者（予定者）は適格性を欠く者でないか	（代表者） ・不適格者でないこと。 ・代表者としての資質が十分であること。 （介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、代表者としての運営実績などを評価）
			（管理者） ・管理者としての資質が十分であること。 （介護事業に対する知識や経験、介護資格の所持、管理者としての勤務実績などを評価）
用地確保	6	既存法人の運営状況が良好であるか。新設法人の場合は当事業についての知識及び理解を有しているか	・監査指摘事項に対する改善は適正か。公平性、公正性が確保されている等、整備事業者としてふさわしい者か、過去の事業実績や整備実績の優劣を評価する。 ・市外の法人は姫路市進出の動機等を確認する。 ・新設法人の場合、設立する必然性が申出者の説明により了解できること。
	7	用地の確保は確実であるか	・施設建設までに現在の利用者の立ち退き（所有権移転登記等）が見込めるものでなければならない。 ・用地の購入が予定されている場合は、具体的な購入予定価格が適切であるか。
	8	当該用地に施設を建築することに問題はなにか	・都市計画法、建築基準法、文化財保護法上の問題など、建築に支障が出るものが予想されることはないか。 ・災害危険地域及び都市計画道路等の予定地に該当しないか。 ・既存建物を利用する場合は、継続的な使用が担保されているか。
	9	用地の使用形態は施設の安定運営を望めるものか	・長期にわたる安定運営が見込めるよう、用地は自己所有が望ましいが、賃貸の場合は、地主等と確約ができ、継続的な使用が担保されている。 ・借地料は低額が望ましい。

大項目	No.	小項目	内容説明
資金計画	10	整備資金調達の方法が確実かつ適正であるか	建築資金計画に不安要素があってはならない。 (総事業費から補助金額を除いた金額の2割以上を自己資金(寄付金含む)として確保すること。
	11	開設後の運転資金が確保されているか	(新設法人) ・開設後3年度目(ほぼ満員を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。 (既設法人) ・財政状況が健全であること。 ・開設後3年度目(ほぼ満床を想定)の年間事業費支出の12分の2を自己資金(寄付金含む)で確保すること。12分の3以上確保することが望ましい。
事業運営	12	長期的かつ安定的な事業運営が見込まれるか	・資金(償還)計画が適切であること。収入見込みが過大となっていないこと。 ・将来の大規模改修に対応できる計画となっていること。
	13	必要な人員確保の計画が立っているか	・既存事業からの異動が多い。 ・人員確保、職員研修等の計画が明確に示されること。 ・介護支援専門員(計画作成担当者)が常勤に近い。 ・介護職員は有資格者(介護福祉士、訪問介護員等)の採用を見込んでいる。
	14	利用者等へ必要な情報提供が行われるか	・財務諸表の公開やサービス内容をわかりやすく表示する等適切な情報提供が図られることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	15	サービスの質の向上策が明確であるか	・第三者評価の受審及び公表により良質なサービス提供に向けた職員研修等の取り組みが示されることが望ましい。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	16	利用者等の苦情解決の仕組みが確立されるか	・苦情解決体制についての考えが示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	17	利用者の権利擁護に対する取り組みはされているか	・相談体制や身体拘束を行わない取り組み、または虐待防止策が示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	18	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策はなされているか	・具体的取り組みについて示されること。 ・代表者または管理者から意見、考えが示されること。
	19	管理費その他介護保険利用料以外に必要な経費は高額ではないか	管理費・食費・光熱水費・家賃相当額などの費用は高額ではないか
	20	利用者から徴収する入居一時金及び敷金は高額でないか	入居一時金(家賃の前払金等)及び敷金は、一般の利用者が入居しやすい料金に設定されているか。
	21	入居一時金の償却期間は適正か	利用者から徴収する入居一時金の償却期間が根拠に基づいて適切に計算されているか
	22	入居一時金および敷金の保全措置はとられているか	利用者が退去する際に法人経営状態によって不利益を被ることがないように、 ① 銀行等との連帯保証委託契約を締結 ② 保険事業者との補償保険契約を締結 ③ 信託会社等との信託契約を締結 ④ (社)全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証及び賠償責任保険に加入 のいずれかの保全措置がとられているか

大項目	No.	小項目	内容説明
建設条件	23	補助内示後、早期の工事着手及び竣工が可能か	・給水、排水、地元住民とのトラブル、その他支障となる案件がないこと。
	24	施設の規模及び形状は適正か	・定員等の施設の内容から敷地、建物の規模、形状を判断する。 ・利用者の面会者用の駐車場が確保されていることが望ましい。
	25	施設の安全確保は図られているか	・バリアフリーに配慮されたものであること。 ・防災対策・非常災害対策について具体的に計画されている。 ・民家等の既設建物改修型の事業所については特に防災対策について計画されている。
	26	施設の設計は家族や地域等との交流が図りやすいものであるか	(①来客者用の談話スペース等があるか ②地域交流用の会議室又は多目的な空間があるか)の2項目が利用しやすい位置に配置されているか。
	27	募集要項で示された「望ましい設計例」となっているか	・募集要項で示された「望ましい設計例」の内容に沿った設計であるか。
立地条件	28	生活圏域ごとの整備状況から、整備を優先すべき生活圏域であるか	特別養護老人ホーム、指定特定施設の整備が遅れている生活圏域を優先すること。
	29	整備予定地は独居高齢者数が多い校区、または独居高齢者の割合が多い校区か	整備予定地が令和5年度高齢者実態調査における、独居高齢者数の多い上位5校区、または独居率が高い上位5校区に属しているか 対象校区：英賀保、荒川、八幡、高岡、白浜、野里、城東、東、船場、増位
	30	距離的に同種の事業所と近接していないか	近隣に特別養護老人ホームや指定特定施設がないことだけでなく、偏在とならないものであること。
	31	施設は公道に面しているか	・公道に面していることが望ましい。 ・公道まで私道を通じ接している場合はその利用が担保されている必要がある。
	32	施設周辺の環境に問題はないか	騒音、日照等の住環境が入居者の生活に好ましいものであること。
	33	施設は住宅地から離れていないか	地域から孤立した施設であってはならず、外出しやすい環境が整っていること。
	34	施設への交通の便は良いか	駅やバス停が近くにあるなど利便性が確保されていること。
その他	35	認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設しているか	認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を進めるため、指定特定施設に同事業所を併設した場合、整備を優先する。
	36	事業者の地域性	人材確保等の観点から姫路市内に本部あるいは事業所がある法人を優先する。
	37	入居者見込数は適正か	入居者を見込むにあたり、市場調査等に基づき、理論的な根拠に基づいて算出し見込んでいるか
	38	その他、法人独自の取組みがあるか	その他、独自の社会福祉施策など公益性の高い取組みを考えているか。

サテライト型施設について

1 サテライト型指定特定施設について

サテライト型指定特定施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型指定特定施設です。郊外に設置されている大規模施設の機能の一部を住宅地等に分散することにより、地域包括ケアの考え方のもと、利用者が住み慣れた地域で生活ができるようにするとともに、周辺地域との交流を図りやすい環境の確保を目指しています。

2 サテライト型指定特定施設の本体施設について

サテライト型指定特定施設は、下記の条件を満たすものを本体施設とする必要があります。

本体施設の種類	・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 病院 ・ 診療所
距離等の要件	通常の交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できる距離

3 サテライト型指定特定施設の緩和基準について

サテライト型指定特定施設は、整備促進と経営効率向上のため、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として、下記のとおり人員配置基準が緩和されています。

【人員配置基準】

名称	本体施設の種類	緩和基準の内容
管理者	老健、介護医療院、病院、診療所	管理業務に支障がないときは本体施設の職務に従事することができる。 (本体施設が病院又は診療所の場合は、本体施設の管理者としての職務を除く)
生活相談員	老健	本体施設の支援相談員により、適切にサービスが提供される場合は置かないことができる。
看護職員・介護職員	老健、介護医療院、病院、診療所	常勤換算方法において1以上の基準を満たしていれば非常勤の者でも差し支えない。

	所	
機能訓練指導員	老健	本体施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により、適切にサービスが提供される場合は置かないことができる。
計画作成担当者	老健、介護医療院	本体施設の介護支援専門員により、適切にサービスが提供される場合は置かないことができる。 (ただし、本体施設とサテライト型施設の合計定員数を基礎として本体施設に置く人員を算出。)